相続放棄の期間伸長の限界

弁護士　志部 淳之介

1　はじめに

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる（民法915条）。いわゆる3か月ルールである。もっとも、実務では財産調査や親族間調整が3か月で終わらず、家庭裁判所に熟慮期間の伸長を申し立てる例がある。では、その伸長の申立ての限界はどこにあるか。

本稿では、民法915条ただし書の期間伸長制度を概観した上で、3か月経過後の相続放棄を認めることの限界について論ずる。

2　制度概要

民法915条1項本文が熟慮期間を3か月に制限している趣旨は、債権者の権利保護と法律関係の早期確定である。他方で、同項ただし書の期間伸長制度の趣旨は、相続人調査や債務調査のためにやむを得ず期間伸長が必要となった相続人の救済である。民法915条は1項本文とただし書で取引の安定性と相続人保護のバランスをとっている。

手続きとしては、相続放棄の申立ては3か月の熟慮期間内に行う必要があり、相続開始地を管轄する家裁へ申立が必要である。裁判所は、相続財産調査の困難性、相続人と被相続人の別居関係（別居の原因、期間、地理的関係、別居期間中の交流状況）、相続人の被る不利益等の諸要素を総合考慮し、相当と認めた場合に、通常1～3か月程度の猶予を与える。伸長が認められやすい例としては、負債を含む財産調査が困難なケース、疎遠・所在不明の相続人が多数おり探索が必要なケースなどが挙げられる。

3　判例及び下級審裁判例

最判昭和59年4月27日民集38・6・698（以下、「昭和59年最判」という。）は、相続人が被相続人の貸金の連帯保証債務の履行を求められた事案である。昭和59年最判は、原則として、相続放棄の熟慮期間の起算点は、相続人が相続開始の原因事実及びこれにより自己が相続人となった事実を知ったときであるとし、例外的に、相続人が被相続人に相続財産（消極財産含む）が全く存在しないと信じ、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、相続人において相続財産が全く存在しないと信ずるについて相当な理由があると認められるときには、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時に繰り下がって起算すべきであると判示した。この判例は、熟慮期間の起算点を検討するにあたり、原則として、相続人に相続財産の存否の認識は不要であるという解釈を明確に示したものであり、熟慮期間の起算点の主観化に歯止めをかけたものである。

もっとも、その後の下級審裁判例では、相続人が被相続人の死亡時に、被相続人名義の遺産の存在を認識していたとしても、同遺産は他の相続人が相続するため自己が相続取得すべき遺産がないと信じ、かつ、そう信じたとしても無理からぬ事情がある場合に、自己のために相続があったことを知らなかったものと解した事例がある（名古屋高決平成11年3月31日家月51巻9号64頁）。

また、被相続人が生前に特定の相続人に遺産の全部を相続させる旨の遺言書を作成していたため、相続財産を承継することはないと信じていた他の相続人が、債権者からの支払督促で債務の存在を知り、相続開始後の3か月経過後の相続放棄を認めた事例もある（東京高決平成12年12月7日判タ1051号302頁）。

これら下級審裁判例に対しては、昭和59年最判の示した「相続人において相続財産が全く存在しないと信ずるについて相当な理由があると認められるとき」という規範の枠を超えていると評されることもある。しかし、被相続人の社会活動・取引の肥大化・複雑化及び核家族・個人主義の浸透等の社会背景から、相続人が相続財産の全部を把握することが困難である場合も多く、相続につき何の恩恵も受けていないにもかかわらず、後日、被相続人の債務につき予期せぬ支払催促を受けた相続人を救済する必要性もあることを考慮すると、上記の各下級審裁判例も昭和59年最判との整合性を一応肯定する余地もあるとする見解もある[1]。

4　消極財産調査が困難な事情があるケース

相続人の一人が、被相続人の1億円以上にのぼる債

務の督促状を1年以上にわたり隠匿していたことから、他の相続人による債務の発見が遅れ、やむなく被相続人の死亡時から相当期間経過後（ただし同債務の発見からは3か月以内）に相続放棄の申述をするに至った事案について、期間伸長が認められるか。以下、検討する。

(1) 学説

この点、民法915条1項は、相続人が承認するか、放棄するか、承認するとして限定承認するか単純承認するかを決定するにつき相続財産の状態、積極・消極財産の調査をなし熟慮するための期間を定めたものである[2]。すなわち、積極・消極財産の調査をするにふさわしい期間として3か月という期間が設定されている。この期間は、相続財産の構成の複雑性、所在地、額、相続人の海外や遠隔地所在などにより、調査考慮に3か月以上の特別の手数や期間を要すると認められる場合には、熟慮選択期間を伸長することができるとされている[3]。

遺産相続において相続開始の法律関係や相続財産の有無及び多寡に気付かない相続人が、放棄も限定承認もできず、権利承継の利益を受けずに思わぬ借金のみを背負わされることは気の毒であるとして、立法対策の必要、解釈上の救済の必要が主張されていた[4]。

(2) 裁判例

裁判例では、被相続人死亡後3か月以上を経て相続税納付の注意を受けて相続人であることを知り、放棄申述を却下した原審を取り消した決定（福岡高決昭和23年11月29日家月2・1・7）や、長女を相続した父母が長女の死後2年半を経て遺産債務の請求を受け、それから2か月後にした相続放棄を有効とした決定（大阪高決昭和41年12月26日判時485・47）、相続開始約5か月後に被相続人の土地譲渡所得税滞納金の納付義務承継通知を受け、約1か月後にした放棄申述却下の原審判を取り消した決定（福岡高裁那覇支部決定昭和58年7月28日判タ504・114）が存在する。また、既に述べた通り、昭和59年最判以降も、熟慮期間の起算点を検討するにあたり相続人の主観を重視した下級審裁判例も複数存在する。

(3) 昭和59年最判との関係

この点、確かに前記最判昭和59年は、熟慮期間は「相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解するのが相当である」としている。しかし、民法915条1項の前記趣旨からすると、仮に自身が相続人であることは知っていても、相続人の一人のみが積極財産を取得し、他の相続人に対して著しく多額の消極財産が存在することを故意に隠匿し（又は財産調査を不可能ならしめ）、もって他の相続人が消極財産の存在について誤認し、それがために熟慮の前提となる調査ができなかった場合には、熟慮不可能の特段の事情があると考えるべきである。このような場合には、「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内」という要件は、「故意に隠匿されていた当該消極財産の存在を知ったときから」3か月以内と解すべきである。

このように考えても、上記のような「特段の事情」があるケースは極めて異例でありごく少数の極限的な事例に限られるから、熟慮期間の基準としての明確性を担保しようとした昭和59年最判の趣旨には反しない。

(4) 事例の検討

4の冒頭の事例では、全相続人が、被相続人の死亡の事実自体は知っていたから、相続放棄の申述を行った時期は、相続人であることを知った時から3か月という熟慮期間を経過していた。しかし、他の相続人の受ける不利益や、相続人間の関係が希薄であり、一部の相続人に消極財産の存在を知る為の手続保障が与えられていなかった点を踏まえると、期間伸長が認められるべき事例である。当職が担当した類似の事例でも裁判所は、相続開始から1年以上が経過してから消極財産の存在を知ったケースで期間伸長を認めた。

以上より、熟慮期間経過後の期間伸長を求める際には、単に経過期間のみで判断するのではなく、負債額調査の困難性や負債額自体の大きさ等を具体的に立証し、相続放棄を求めることが有用である。

1　遠山和光「相続放棄申述の熟慮期間」判例タイムズ1100号、306頁。
2　有斐閣「新版　注釈民法(27)」442頁。
3　前掲「注釈民法」438頁。
4　前掲「注釈民法」434頁。